

Title	リカルドオの地代論 (二)
Sub Title	
Author	小泉, 信三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.3 (1924. 3) ,p.331(27)- 353(49)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240314-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

も、之を以て自ら不當に不利を強ひられるものであるとなして抗議することは出來ないのである。果して然らば、賃率が此の妥當な程度の收入を得しめるが如き程度に在る場合には、それは鐵道にとつて妥當な賃率であると云ふことが出来るのである。

リカルドオの地代論 (二)

小泉 信 三

六

穀法論争の端を開きたるものは、一八一三年五月十一日を以て發表せられたる下院特別委員會の聯合王國穀物貿易に關する報告書、及び同六月十五日右委員會々長 Sir Henry Parnell が議場に調査の結果を報告して、現行穀物法改正の必要を述べたる演説是なり。

一八一三年の當時現行の穀物法(4 Geo. III chap. 109)は一八〇四年、小麥の價格下落して、一八〇一年の一クオター百五十五志より一八〇四年の五十志に至れる時に際し、此の類例なき下落が惹起せる恐慌を救助せんが爲め改正せられたるものにして、輸入小麥一クオターに對して國內價格六十三志以下なる時は二十四志三片の重税を賦課し、(一七九一年の舊法は此限界を五十志に置きたり)價格六十三

乃至六十五志なる時は之を二志六片、更に六十六志以上なる時は六片に下し、一方輸出に對しては、價格四十八志又は其以下なる時は舊に由て每一クオタア五志の補助金を交附し、五十四志又は其以上なる時は之を禁止すべきことを定めたり。然れども此時以後、國內價格は常に遙かに上記の數字を超過したりしを以て、穀物は自由に輸入せられ、輸出は全く行はるゝことなく、輸入税、輸出補助金俱に全く其効果を發揮することなかりき。年々の平均價格を見れば、一八〇八年には八十一志四片、一八〇九年には九十七志四片、一八一〇年には百六志五片、一八一一年には九十五志三片、一八一二年には百二十六志六片にして、一八一三年八月に至るまで百十六志以下に降ることなかりしなり。Tooke の物價史は曰く、一八〇八年の聖密其兒祭(九月二十九日)より一八一三年の聖密其兒祭に至るまで聖密其兒祭日の價格も通告節日(三月二十五日)の價格も俱に九十六志以下に降りたることなし」と。斯の如き高價格と上記六十三志の課稅價格との間には殆ど何等の交渉を求むること能はず。當時に於ける穀價騰貴は關稅政策の結果にあらずして、兇作及び戰爭の制限に由るものなること明白なるなり。(W. Smart, *Economic Annals of the*

Nineteenth Century 1801-1820, 1910, pp. 372-3. — *Cannan*, pp. 149-151)

上記特別委員會の任命せられたる(一八一三年三月二十二日)は斯る事情の下に於ての事なり。故に直ちに穀物法の改正は、穀價の下落を憂ふる地主階級の利害代表者之を提議したりとなすは速斷に失するものなり。委員會が組織せられたる當時に於ては穀物消費者が其高價の爲めに苦しむ事實は存するも、地主が穀價の下落を憂ふべき理由は未だ存することなかりしを以てなり。本と此委員會が始め任命せられたる時、其唯一の目的は愛蘭の穀物法を吟味することにありしが、後に至つて頓かに其調査を擴張して此國の穀物法に及ぼすことが提議せられたるなり。而して當時愛蘭選出議員が世の注意を惹かんと欲したるは、恐らく愛蘭穀物の輸出禁止の爲めに感ぜらるゝ苦痛なりしならん(*Economic Annals* p. 374)。偶々此時別の一問題ありて、下院議員の注意を惹けり。上記委員會任命の動議提出に先だつこと數日(三月十七日)にして、前年の動議に基づき一七九二年より一八一一年に至る(此兩年を含む)大不烈顛の輸出入穀物量に關する報告提出せられたること是なり。此報告に現れたる顯著の事實は、右の二十一年間に於て外國産穀

物の輸入せらるゝこと頗る多くして、而して同時に穀物價格の暴進騰貴して饑饉價格に達せんとすることは是なり。茲に於て右委員會の注意は、先づ右期間に於ける大不烈顛の穀物輸入額が五千八百六十三萬四千百三十五磅に上り、同時に同期間に於ける小麥一クオタアの平均價格七十七志三片、最後の四年間に於ける平均價格百五志五片なりし事實に惹かれ、……食物の充分なる供給の爲に外國に依頼すること爾かく大なること、及び茲に證明せられたるが如き、小麥價格の爾かく大なる騰貴は猶豫なく議會の干渉する事を必要とする」ことを感[○] (Report from the Select Committee appointed to enquire into the Corn Trade of the United Kingdom; ordered to be printed 11th May, 1813 p. 184.) 英國々民をして「其自國の土地よりして充分なる供給を産せしめ、且つ同時に穀物價格を減少せしむる」爲めには如何なる方策を取るべきかを研究して、終に課税價格の引上を可とするの結論に到達したるなり。委員等は、先づ既往十年間に大不烈顛の耕地面積大に増加したること、現在の耕地は更に其生産力を増進せしめ得ること、變じて耕地となし得べき草地の猶ほ甚だ多きこと、及び愛蘭土に就ても亦事情同一なることに徴して聯合王國は毫も外國に依頼することなくして、其住民の食料を自ら供給し得べしといふことを「公平な

る實際的論結」と認め、次で既往の事實に照して、穀物貿易を制限する法律の效果に及べり。委員等の示すところに従へば、一六七〇年より一七六五年に至る期間に於て穀物貿易を律したる諸法律の原則は、輸入を抑制して輸出を奨励するに存じたりしが、一七六五年以後は之に反して、輸入を奨励して輸出を阻害するの原則採用せられたり。然るに第一の主義の下に於て、一七〇一年より一七六四年に至るまで價格は「安固にして、不廉ならず」平均價格は三十三志三片なりしが、後の主義の下に於て、一七六九年より一七九四年に至るまでの價格は四十四志七片、一八〇四年より一八一二年に至る九年に於ては八十八志十一片にして、大不烈顛は、前者の下に於ては實に其穀物を自給自足したるのみならず、其尠からざる量を輸出したるに反し、後者の下に於ては、實に自給自足すること能はざるのみならず、外國より穀物の大量を輸入したるなり。茲に於て彼等は「豊富並に低價格と輸入制限の制度、供給缺乏並に高價格と反對の制度との強き一致」を指摘して一七六五年以前の原則に復するの可なるを力説したり。同時に大陸封鎖に先だつ幾年間大陸との穀物貿易は穀物高價の爲め事實上無制限なりしに拘らず、穀物輸入量と

其價格とは共に漸く上進し、又大陸封鎖が特許あるもの、外、穀産國との一切交易を停止するや、價格は上進を持續したりと雖も、此の價格の上進及び價格の安固の結果として産穀量は殊に愛蘭に於て舊時に比して……甚だ増加し、爲めに昨年に於ける供給は一七六四年以來始めて消費と匹敵するに到れることは又此見解を助くるものなりき。故に曰く、當然貿易制限にのみ歸すべき此事情は、本委員會の所見を以てすれば、自由貿易と制限貿易と果してその何れが勝れりやに就て全然疑問なからしむるものなりと。此結論に基きて彼等が提議せる穀法の改正要項は、一方に於て價格が九十志二片に達する迄は穀物の輸出を自由にし、一方其輸入に對しては、穀物の價格百三十五志二片以上なる時は六片、百五志二片乃至百三十五志二片なる時は二志六片、而して百五志二片以下なる時は二十四志三片を此に賦課すべしと云ふにあり。(Economic Annals pp. 374-7)

七

前記の如く、委員長 Parnell は六月十五日報告書を議場に提出したり。彼れは先づ提議せられたる穀法改正の目的が「安固にして不廉ならざる價格を以て國産の

穀物の充分なる供給を確保することに存することを述べ、農業家又は地主の利潤を増すことは其目的にあらず、彼等の状態は甚だ良好なるを以て何等の斯の如き援助を要せずと力説したり。彼れに従へば委員會は、充分なる食物供給を我敵國に仰ぐことを續くるの危険と、同種の改良を必要とする自國の土地の爾かく多きに際して、他國を改良せんが爲めに、我が資金を送輸するの失計とを感ずること痛切なるの外何等他の動機に依て動かされたることなく、其目的とするところは、農業に對する資本の投下を増して、穀産額を増加せしめんとすることに存したり。而して其主張が土地收穫遞減法則の否認を基礎とするものなることは Cannan の指摘するところの如し。謂へらく、穀法を改正して資本の農業に投下せらるるものを増すことを得ば、穀産額は増加して、同時に生産費並に價格は減退すべし。「如何となれば、農業資本にして大に増加せんか、その産額及び生産費に對し、且つ並に價格を下落せしむる結果は、その製造工業上に利用せられたる場合と正に同一なるべきを以てなり。その製造品量を増加せしむる上に於て如何なる作用あるか、及び之を製造工業上に用ゐるものが、其助けに由る處の生産費減少の結果、能く大に削

減せる價格を以て製造品を賣ることは、周く人の知る處なり。同様の方法に於て、農業家は改良に連れて其土地の生産力を高め、且つ良農具の使用せらるゝに従ひ僅少の失費を以て之を行ふことを得ることに依りて能く低減せる價格を以て其穀物を賣ることを得べし。而して斯くして農業資本の増加は、外國の供給を俟たず、同時に消費者に對しては低減せる價格を以て、充分なる食物を吾人に確保すべし。』(Cannan, p. 152)。

Parnell が提議する所の穀法改正要項は、上記委員會報告書に提議せられたるものよりも少しく緩和せられたるものなり。即ち後者が過去二十年間の穀物平均價格(七十八志十一片)に其三分一を加へたるもの(百五志二片)に課税の基準を求めたるに對して、Parnell は其五分一を加へたる九十志を起點として之に一クオタア一志を賦課し、穀價一志を減する毎に税額一志を加へ、穀價八十五志なる時は之れに十一志を賦課するの案を立てたるなり。此改正の最も有益なる結果が穀物價格の安定と、外國の供給に對する獨立となるべきことは Parnell の特に力説する所なり。即ち謂へらく、缺乏に對する保障は確保せられ、穀物の價格は安定となるべ

く、結局事實上價格は舊よりも低きに至るべし。「縦令價格の安定が唯一の結果たりとするも、猶ほ最も價値ある目的は成就せらるべし。如何となれば貧者を害するものは高價格にあらずして、動搖する價格なるを以てなり……」。然れども穀法の賢明なる改正よりして公衆が受くべき最も實質的なる利益は、其の外國に對する獨立是なり。蓋し吾人にして能く一度人民の平均消費に應ずるに足る平均生産を確立することを得んか、收穫足らざることあるも、不足は決して甚しからずして、缺乏の苦痛は恐らく適當の節約に依て輕減せらるべく、又此方法功を奏せずとするも、輸入を要すべき穀物量は輕少にして、歐羅巴又は亞米利加の何れかの部分より確實に獲得せられ得べき程度のものたるべし。」(Economic Annals pp. 384-5)。

Parnell の演説は巧妙を極めたり。彼れが説く所を聽けば、英國内に於ける凡ての階級の利益は、此穀法改正案に依て進長せらるべきものゝ如し。地主及び農業家が此改正に依て利益すべきは言を俟たざるべし。一方労働者は、價格の安固を以て誘はれ、食料品の騰貴を嫌忌する製造家階級は、其最好顧客たる農業階級の利益を傷くることなくして、而かも物價を下落せしむる眞方法の是なることを説か

れ、他國に對する倚賴を恐るゝものは、獨立を確保すべき方法の此以外に存せざることを告げられたり。畢竟彼れは一階級の前には高價格を、他の階級の前には低價格を掲げ、價格の動搖は已むべしと謂ひ、英蘭及び愛蘭は寸地を剩さず耕耘せらるるに至るべしと謂ひ、而して此等の事は皆敵國の負擔に於て行はるべしと謂ひたるなり。故に此に續いて行はれたる討論に於ては賛否兩説共に自己撞着に陥ること多く、感情は大に刺戟せられ、世人は全然混迷に陥れり。提案の討議に與かりて發言せるものに、Rose, Western, Horner Fitzgerald Huskisson 等あり。六月二十一日の動議に基づき下院は委員會に入りしが、議容易に決せずして討議は次會期に延期せられたり。(註)

註、以に食料品の供給を外國に仰ぐこと漸く多きに至ることの危險を感じて食物供給の方策を講ずるの必要を唱へたるものに Malhus あることは、H. Long が指摘する所なり。Malhus は既に其人口論第二版(一八〇三年)の一節に「英國現時の政策の如く、一國を不必要に斯る状態——外國に於ける工業の發達と共に其穀物供給者を喪はんとを恐れざる可からざるが如き——に置くところの政策は、經濟學の正しき原理に基けるものと謂ふこと能はず。」「一國の面積比較的犬なるものは、その自ら消費するよ

り以上の穀物を其領域内に産せざる限り、其食料獲得に必要な安全を保有すること殆ど不可能なるが如し」と謂ひ、同第三版(一八〇六年中にも)他人が供給するものを確實に獲得すること自ら産出するもの、如くなることを得ざるところに於て、其領土の之を許す國民にありては、其缺乏が國の幸福と繁榮とを傷くること最も甚しき財に就ては、餘剩を保有すること有利なるが如し」と謂ひて、是に處して取るべき方策を論じたるなり (Robert Malhus, Drei Schriften über Getreidezölle aus den Jahren 1814 und 1815. Uebersetzt und herausgegeben von Emanuel Leser, 1896 S. XI.)

八

然るに議會の休會と略ぼ時を同じくして、穀物の價格は異常なる豐作の爲め急激なる下落を閲したり。即ち始めて穀法改正問題の討議行はれたる頃に於ては、小麥の價格は百十七志十片、四英斤の麵麩一塊は一志六片半なりしに、十二月には既に小麥七十三志六片、麵麩は十一片四分一に下れるなり。斯る状況の下に於て翌年五月穀法討議は再び行はれたり。小麥の價格七十三志なる時に於て、その百二十五志なりし時と同一の論法を以て再び前年の提案を辯護するとの不可能なるは論を俟たざるべし。戰時國民の高價格に慣れたる時に於て、公益の爲め姑ら

く此の高價格の持續するを忍べと謂ふと、一度平和の到來と穀價の下落を喜びた、後に於て、外穀の輸入を止めて新たに再び舊の高價に復歸すべしと謂ふとは固より其意義同じからず。況や外國の供給に對する獨立の必要は、歐洲の三大國を同盟者とし、大敵佛蘭西は平和の攪亂者を棄てて、久しく英國に客たりし人を新たに迎へて國王となしたる今に於ては、其痛切復た舊の如くならざるなり。然れども他面に於て地主及び農業家の困窮は穀法改正に對する要求を甚だ切實ならしめたり。地主は連年の高價格に慣れ、又此を豫想して頻りに圍墻を行ひ、尋常の價格を以てしては收支相償はざるが如き土地の耕耘を開始し、又其平生の生活を豪奢にしたり。借地農業家も亦高價格の持續を豫定して資本を土地の改良に投下し、又高價格を俟つて始めて納付し得べき高率の地代を以て其の小作契約を更新したり。其生活程度を上進せしめたること彼等も亦た地主に同じ。故に今此の急激なる穀價の下落に遭ひて、彼等が恐慌措く處を知らざりしは異しむを須むす。Farmer's Magazineの通信者は皆筆を揃へ、立法府に訴へて、來るべき破滅を避くるの方法を講ずべきことを求め、而して之を爲すに當りて、彼等は何れも彼等が

求むるところの社會公共が求むる所なること、社會全員と其利害を異にする少數商業家の外一人の低價格を欲するものなきことを主張したり。彼等の謂へらく、地主は豊作の故を以て救済を求むるにあらず。たゞ彼等は外國農業家の競争の爲めに價格の更に此以上下落せざらんことを期待するの權利あるなり、外國穀物が毎週十萬クオタアの率を以て國內に流入する限り、やがて農業家を除くの外は何人もCarse of Gowrie (Tay河北岸の平地)に小麥が蒔かるゝと將た蘇國糧が蒔かるゝとを意に介せざるに至るべし」と。

Parnellは「穀物の價格に起れる變動の結果」前年に提議せるものとは大に異なる決議案を提出したり。彼れは必しも特定の價格を維持するの必要を主張するものにあらざることを辯明して、特別委員會は單に、若し下院にして、一六七〇年の原則を採用することを可となさば、當時課税の基準價格を五十三志四片に定めたる計算法は、今日之を百五志二片に定むべしと謂へるに過ぎずと主張し、彼一個の所見を謂はゞ其の欲する所は「相當の價格」(reasonable price)——即ち消費者に穀物の有效なる供給を保障し、生産者に適當の報酬を供して以て損失を被らしむることな

きが如き價格に過ぎず。彼れは八十四志を以て此の相當の價格と認むと雖も、これも猶ほ高きに失したりとせば、彼れは如何なる價格なりとも院の適當と認むるものに同意することを敢て辭せずと云へり。政府は Parnell 主張の原則に基づき、基準價格を八十四志に求め、小麥の價格此以下なる時は高率の關稅を賦課し、八十四乃至八十七志なる時は二志六片、八十七志以上なる時は六片を賦課し、北米殖民地より輸入せられたる小麥に限り、右記の課稅點を七十四志及び七十七志に置くの案を作成して議會に提出したりしが、Huskisson は案の英吉利市場を英吉利の穀物生産者に獨占せしめんとすること稍々過ぎたるを厭ひ、現在の價格六十三志を以て禁止的關稅を課すべき基準點として、價格の六十四志以下なる時は二十四志を課し、價格の此より一志を昇る毎に稅額一志を減じて、價格八十六志に至つて全く課稅を免じ、植民地の産穀に對しては凡て稅額を半減するの修正動議を提出し、Parnell 自ら此修正案に同意したり。討議に於ける賛否の論は俱に極めて多岐に亘り、且つ兩派の説共に互に相撞着する所多かりき。即ち地主と消費者とは其利害一なりと謂ふ者あるに對して、一方に穀法は地主階級の消費者及び工業階級に

對する陰謀なりと謂ふ者あり。穀法は其目的價格を騰貴せしむるにあり、且つ必ず騰貴せしめずんば已まざるべしと謂ふ者あるに對して、別の人は、目的は價格の下落にあり、而して必ず之を下落せしむべし、又はせしめざるべしと謂へるなり。

下院は再び穀物輸入稅法の改正を決することなく、穀法改正に關する請願の調査を一特別委員會に託して、此會期の討議を終れり。年の始めの頃の記録によれば、穀法に關する請願書百三十、法案に反對なるもの百七十にして、其或者は語氣甚だ強く、New Castle 市の請願書の如きは「法案を通過せしめんと努め、穀物價格を騰貴せしめ、困苦と荒廢とを製造家と工人との間に撒布することに依りて、攝理の惠福を此國より奪はんとする者等の兇惡なる努力」の語を用ゐたり。然るに委員會は此等請願書に就ては一語を費すことなく、先づ國內に於ける穀物生産の狀態と此に影響したる諸事情とを吟味して(一)聯合王國農業の近時に於ける擴張と改良、(二)地代を含む現在の耕作費、(三)生産者を漬ふに必要な價格に注意を向けたり。報告書は過去二十年間に行はれたる「極めて急速にして廣大なる進歩」、即ち農業に對する投下資本の増加、劣等牧場の耕地への轉化、猶ほその稚孩の狀態にある「大開

墾と圍墻とに對する讚辭を以て筆を起し、王國の人口増加と富の増進とを以て此等改良の原因となしたるも、猶ほ此等の原因が偶々戰時中外穀の輸入を妨げたる事件に依て援助せられたる處尠からざりしことを認め、此等障害の突然の撤去は土地占有者の間に或程度の錯愕を生じたるが如し。此錯愕は若し之を鎮制せざる時は證人等の意見を以てすれば……嘗に猶ほ荒蕪不生産的なる儘に存する廣大なる地域の圍墻と耕作とを妨ぐるのみならず、他の方面に於ける改良の精神を沮喪せしめ、又既に耕耘せらるゝ土地の上に於ける改良の進歩を阻害するの傾あるべしと謂へり。「地代を含む耕作費」に就ては、委員等は貨幣地代並に一般經營耕耘の費用の同じく過去二十年間に倍加せることを認む。此等の事情の下に於て英國農業家に相當の報酬を供すべき最低價格は、委員多數の見る所を以てすれば、一クオター八十志なれども、或は之を八十四志乃至九十六志に置きたる者あり。此の後の數字は主として冷粘土又は荒蕪の劣等地を念頭に置ける者の算出するところなり。然れども、今日小麥の甚だ大なる部分は、此の種の土地に生ず。而して證言に依れば、斯る土地は、若し耕耘より撤去せられんか、幾年間牧場としては殆ど效用なかるべく、斯る變動より生ずる占有者並に一般國民食物量に取りての損失は、甚だ大なるべきものゝ如し。

價格の騰貴は地代の騰貴の來たせるところにあらざる事を示さんが爲めか、或は價格の大削減は地代の下落に依て償はるゝこと能はざることを示さんが爲めか、委員は地代の全生産物に對する割合は過去二十年間に減少して、今日は全生産物の三分一にあらずして、四分一又は五分一を形成することを示すべき證言を蒐めたり。(Economic Annals ch xxii—Cannan pp. 154-5)

九

下院委員會と時を同うして任命せられたる上院委員會が爲したる處も亦同軌に出で、同じく高等農業の行はれ、貧瘠地の耕耘せらるゝ處に於ては、生産物中地主の收むる部分少なきことを示すべき證言を蒐め、又彼等の所謂「改良の進歩」に對する妨害の荒廢を招くべきことを豫斷せり。試みに調査の方法を示すべき一二の例證を擧げんか、委員は一土地測量者に問ふて曰く、近年に於ける圍墻大増加の原因は何ぞ。答曰、穀物の高價是なり。問曰、其結果如何。答曰、若し此事なくば、耕

されたることなかるべき土地の大なる面積耕耘せられたること是なり。問曰、生産物は果して増加したりや減少したりや。答曰、甚だ大に増加したり。問曰、価格にして大に下落するも猶ほ圍墻は依然續行せらるべきや。答曰、確かに然らず。問曰、農地より産する生産物の大量は穀物及び食用肉の価格を下落せしむるの結果あるべきや、騰貴せしむるの効果あるべきや。答曰、価格を下落せしむるの結果ありと。

更に農業家として多少の経験ある Wilshie の一地主と委員との問答左の如し。問ふて曰く、小麥の價格八十志にして、他の穀物の價格も亦此に準すべしとせば、貴下は農業家が現在の耕作費を以て、猶ほ其土地の耕作を經營すべしと信せらるゝや。答へて曰く、斷じて然らず。予は小麥の播種せられ、土地耕耘に資金の費さるゝこと減少すべしと信ず。問ふて曰く、此等の價格は劣等地に影響すること、優等地に影響するよりも遙かに大ならざるべきか。答へて曰く、勿論然り。劣等地は費用を要すること多きを以てなり。問ふて曰く、然らば、此等の價格の結果は、農業家が一般に其資本を劣等地の耕作より撤去することにあらざるべきか。答曰、

勿論然りと。(Cannan pp. 155-6)

十

一八一五年二月、穀法の改正は三度議會の討議問題となれり。此間農業家の状態は毫も改善を見ずして、一月に於ける小麥の平均價格は六十志八片にして、麵麩は十一四分一片なりき。一八一四年の後期に於ける外穀の輸入殊に多く、最後の四月間に於て小麥の佛蘭西一國より輸入せられたるもの三十萬クオター以上に上れり。農業階級の窮状は今其極に達したると疑を容れず。穀法改正案は「緊急」の故を以て十七日一般財政案に先じて議事に上り、商務院次官 Robinson (後の Ripon 伯爵) の小麥の價格八十志に上る迄は穀物穀粉食用肉の輸入を全然禁止し、北米殖民地よりの輸入に就ては、價格を六十七志に置くべしとの提議は、Philips (後の Sir George Philips) Alexander Baring (後の Lord Ashburton) の反對演説にも拘らず、大多數者の支持するところとなりて、穀物輸入を制規する現行法修正法案は、三月一日其第一讀會を了し、諸地方諸都市よりの反對請願書と院外民衆の暴行騷擾にも拘らず、三日其第二讀會に於て二百十八票對五十六票を以て可決せられ、十日第三讀會を了

して、十三日上院に廻付せられ、二十日上院を通過して終に成典となれり。

農業保護は國內の穀物供給を安固にして結局其價格を低廉ならしむべしとの意見は此年の討議に於ても表明せられたり。Robinson は其の提議に係る穀法改正に依て「結局當に吾國の安全を高むるのみならず、穀物の價格も、究局外國の供給に依頼するよりも國內耕耘に依りて却て低廉となるべしとの意見なる」ことを謂へるなり。是に對して、Philips が多額の費用を投じて僅に耕作することを得べき劣等地の耕作擴張に對して人為的獎勵を與ふる政策に疑を抱き、若し我が最劣等地の無際限なる耕作を立法に依て獎勵せんか、今日費用を償ふところの價格は間もなく不充分となり、議會は數年毎に調査を新にして、再び輸入價格を引上ぐべきことを求めらるゝならんと謂へるは (Economic Annals, p. 449)、隱約の間土地收穫遂減の法則を其論據とするものと解するも不可なかるべし。然れども穀法改正案に對する最も熱心なる反對者も猶ほ「農業の爲めに何事をか爲さざる可からざる」ことは之を認め、Baring 及び Horner の如き最も讓歩せざる反對者も、何等かの一時の方策にして提案せられんか、彼等は之に反對するに躊躇すべしと謂ひ、反對者

の大多數は、Finlay の如く、改正の原則は之を承認したるも八十志の價格を以て高きに失すと爲したるなり。たゞ院外に於ては、地主階級を除くの外、此法案は全國民の反對する所なりしものゝ如し。Lambton (後の Lord Durham) は、人民のそれらに對する反對の意向の表明せらるゝこと斯の如く強く、斯の如く一般的に、斯くの如く明白なる法案の爲めには斷じて賛票を投せざるべしと謂ひ、Sir Gilbert Heathcote は「夥しき請願書を目撃して、而してその如何に顧みらるゝことなきかを見れば、予は人民が自由公平に代表せられざることを不平とするの至當なることを信せざる能はず」と謂へり (Hansard, XXIX, 1209, XXX, 58)。是に對して穀法改正論者は屢々請願者の其の署名するものゝ何たるかと、其の眞の利益の何たるかを解せざることを謂へり。「人民は此方策の廢棄と同様に、其自由の廢止の爲めにも請願すべし」とは Western の言なり。

十一

穀法改正問題の終始は略ぼ上記の如し。此の如き當世の重大問題は、固より學者の注意を促すことなくして已むこと能はず。Malthus は「公衆の智識に寄與すべ

ちものを有する者が、管に之を爲すのみならず、又その最も有用なるべき時に於て之を爲すは其義務なり」として、一八一五年一月下旬其 East India College に於ける講義草稿の一部分の地代に關するものを爲す小冊子として *An Inquiry into the Nature and Progress of Rent, and the Principles by which it is regulated* を著し、猶ほ此と前後して *Observations on the Effects of the Corn Laws and of a Rise or Fall in the Price of Corn on the Agriculture and General Wealth of the Country, 1814* 及び *The Grounds of an Opinion on the Policy of Restricting the Importation of Foreign Corn, intended as an Appendix to Observations on the Corn Laws, 1815 (February)* を爲したる。Sir Edward West は *A Fellow of University College, Oxford* なる隱居のトシ *Essay on the Application of Capital to Land, with Observations shewing the Impolicy of any Great Restriction of the Importation of Corn, and that the Bounty of 1688 did not lower the price of it, 1815* を著し、Colonel Robert Torrens は *An Essay on the External Corn Trade; containing an inquiry into general principles of that import branch of traffic; an examination of the exceptions to which these principles are liable; and a comparative statement of the effects which restrictions on importation and free intercourse are calculated to produce upon*

subsistence, agriculture, commerce and revenue, 1815 を著したるも、略ぼ其時を同うす。我が Ricardo が管に其地代論のみならず、其分配論全系統の骨子を掲げ、是を基礎として外穀輸入制限政策の非を論じたる *An Essay on the Influence of a Low Price of Corn on the Profits of Stock, shewing the Inexpediency of Restrictions on Importation: with Remarks on Mr. Malthus's two Last Publications: "An Inquiry into the Nature and Progress of Rent"; and "The Grounds of an Opinion on the Policy of Restricting the Importation of Foreign Corn"* は恐らく僅に上記の諸書に遅れて二三月の交に公刊せられたり。(一八一五年二月十日附 Malthus 宛書簡中に、Ricardo は前者の招待を謝し「予は貴下が倫敦を去れる後、其囑稿に忙しかりし papers を携帶すべし……」を記し、同じく三月九日附の書簡に「貴下に面會したる後 Edward West 氏より短翰を得たり。此人は a Fellow of University College なる名の下に著作せる人にして、勿論予の見解に賛意を表したり。予の見解は此人自身のもの甚だ相似たるを以てなり。予は注意して此人の著を読み、彼れの見解の甚だ大に予の見解と一致することを發見したり」と謂ひ、更に三月十四日附を以て「予は Torrens 氏の小冊子を読み、大體に於て之を優れたる作物 (able performance) を認め」と謂へるなり。(以下同出)